

八千代町社協だより

八千代町社会福祉協議会 八千代町大字菅谷1033 発行人／中山 勝三 発行日／令和2年8月1日

ごあいさつ



副会長
中山 勝三

町民の皆様には、社会福祉協議会に対しまして、日頃より格別のご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、少子高齢化や人口減少等の進行により、社会福祉を取り巻く状況が大きく変わる中、従来から培われていた相互扶助の機能低下がみられております。このような中、支援を必要とする町民が増え続けており、現状の解決策として、社会福祉サービスへの期待が著しく増大しております。

現在、新型コロナウイルス感染予防のため活動が制限され、各種事業の中止、延期、縮小などが続いており、皆様には大変ご迷惑をおかけしており、誠に申し訳ありませんが、ご理解くださるようお願い申し上げます。

住み慣れた地域の中で、あたたかいふれあいのある生活を送り、「いつまでも住みつけたいまち八千代」の実現に向け、町民一人ひとりが地域福祉の主役として積極的に福祉活動に参加することが求められております。

社会福祉協議会は、このような活動の中核的な立場で事業の推進を図る使命を担っております。今後も、地域福祉の向上に努め、様々な事業を展開してまいりますので、町民の皆様におかれましても、なお一層のご理解をいただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和元年度夏休みチャレンジ講座（そなエリア東京）

社会福祉法人 八千代町社会福祉協議会

〒300-3572

結城郡八千代町大字菅谷1033（保健センター内）

TEL 0296-49-3949

FAX 0296-49-3866

E-mail yshakyou@intio.or.jp

URL <http://www.yachiyoshakyo.jp/>

トピックス

令和2年度事業計画、予算・・・・・・・・・・2

令和元年度事業報告、決算・・・・・・・・・・3

日常生活自立支援事業、いきいきサロン・・・4

赤い羽根共同募金・・・・・・・・・・・・・5

善意の心、理髪料助成、災害への備え、ボラ保険、Facebook・Twitter をご覧ください・・・・6

令和2年度 事業計画

基本方針

地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会では、町民一人ひとりが地域で安心して生活できる町づくりを実現するため、さまざまな生活課題や福祉課題への取り組みが求められています。

地域における社会福祉法人としての存在意義を明確にしながら、「我が事、丸ごと」の理念のもと、地域に住む全ての人が連携・協力しながらお互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指すべく、町の地域福祉計画と併せて策定した「八千代町地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動を明確にすると共に、これまでの活動で培ってきた経験や手法を活かしながら、地域住民と共に心豊かに健康で生き生きとした生活ができる福祉社会の構築に努めます。

重点項目

- (1) 「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に努めます。
- (2) 「八千代町地域福祉活動計画」に基づき各種事業を実施し、地域福祉の充実に努めます。
- (3) 多様なニーズに対応できるボランティアの育成と活動を支援し、地域福祉を推進します。

事業概要

法人運営

理事会・評議員会の開催、理事会への職務執行状況報告、監事会の開催、社協会員加入の促進（普通会員・特別会員）

高齢者福祉

友愛訪問事業、ひとり暮らし高齢者いきいきツアー、クリスマス料理配布事業、寝たきり高齢者等への理髪料助成など

障がい者福祉

親子すこやか交流事業、身体障害者スポーツ大会、視覚障がい者への声の広報やちよのサービスなど

ボランティア事業

ボランティアセンターの運営、小中学校での福祉体験学習、夏休みチャレンジ講座（小学生対象）、ボランティア活動者向け研修会、寄付金品の受入れ及び払出し（善意銀行）など

児童・母子父子福祉

福祉教育推進学区指定事業（川西小学校）、保育園・幼稚園の運動会への助成、子育て支援、サンタクロース派遣事業など

地域福祉事業

在宅福祉サービスセンターの設置・運営、心配ごと相談所の開設、福祉機器や福祉車輛の貸出し、日常生活自立支援事業、生活福祉資金・小口資金貸付、生活困窮者への食糧支援など

介護保険事業

指定居宅介護支援事業（ケアマネジメント）、指定居宅訪問介護事業（ホームヘルプ）など

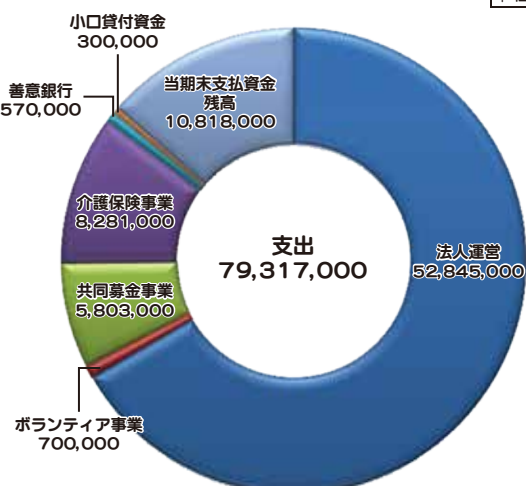
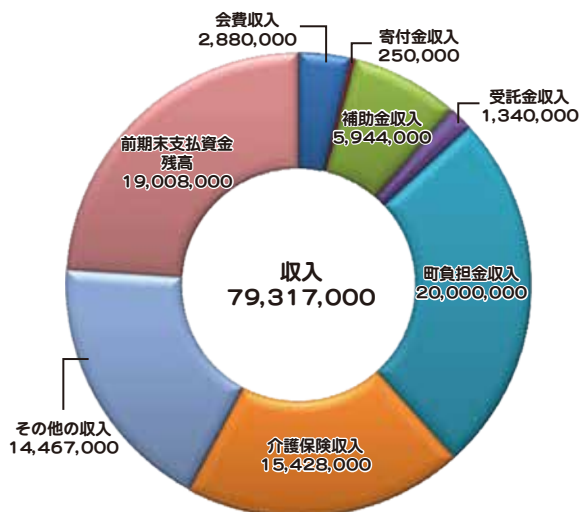
共同募金事業

赤い羽根共同募金運動の推進、歳末たすけあい配分事業など



令和2年度 予算

単位：円



令和元年度 事業報告

地域福祉事業

社協会員加入促進（普通会員 4,928 世帯、特別会員 45 事業所）、福祉機器・福祉車輛の貸出し、在宅福祉サービス、心配ごと相談所の開設（月2回）、日常生活自立支援事業、生活福祉資金・小口資金の貸付け、生活困窮者への食糧支援、ホームページや広報紙による広報啓発、スキルアップ手話講座の開催

高齢者福祉

寝たきり高齢者等への理髪料助成、敬老祝贈呈事業、クリスマス料理配布事業、ひとり暮らし高齢者いきいきツアー、友愛訪問事業、老人クラブの育成援助、ふれあいいきいきサロンの設置



ねんりんスポーツ大会

児童・母子父子福祉

サンタクロース派遣事業、入学祝品配付事業、保育園・幼稚園の運動会への助成、子育て支援事業への助成、母子寡婦福祉会の育成援助、福祉教育推進学区指定事業



サンタクロース派遣事業

障がい者福祉

親子すこやか交流事業、視覚障がい者への声の広報やちよ、身体障害者福祉協会の育成援助



身体障害者スポーツ大会

ボランティア事業

ボランティアの育成援助、小学校での福祉体験学習、ご近所声かけ隊、ボランティア活動保険の加入受付、寄付金品の受入れ、ボランティア連絡協議会の育成援助、夏休みチャレンジ講座の開催



古河ヤクルト販売(株)様より寄付

介護保険事業

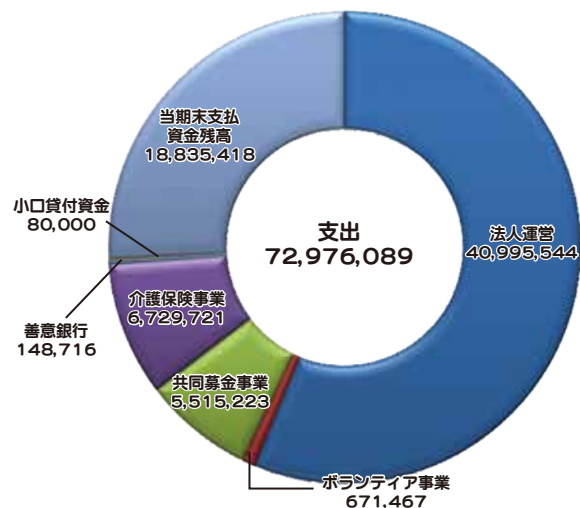
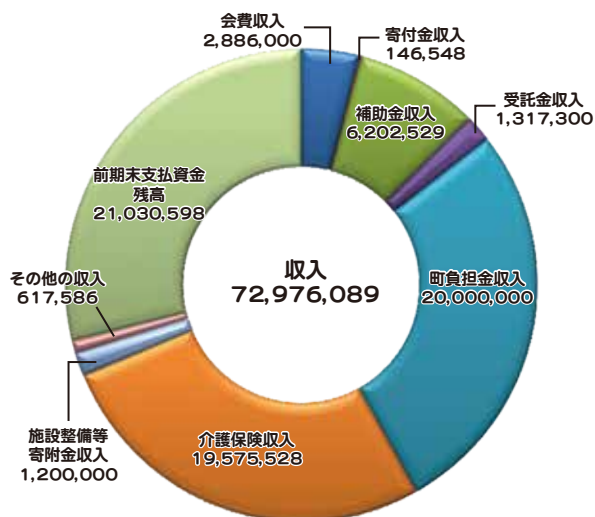
居宅介護支援事業（ケアマネジメント業務）
訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）

共同募金事業

赤い羽根共同募金事業の推進、歳末たすけあい配分事業の実施

令和元年度 決算

単位：円



日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは

認知症で高齢の方、知的障がい・精神障がいをお持ちの方など、判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービス利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、地域でいきいきと安心して暮らせるようにサポートする事業です。

だれでも利用できるの？

高齢や障がいにより判断能力が低下し福祉サービスの利用手続きについてひとりで行うには不安のある方、お金の管理が一人では難しい方が利用できます。

※判断能力に問題のないお体に障がいのある方、お金の管理が苦手だが判断能力に問題のない方（浪費癖の方）、契約内容が理解できない方などは対象となりません。

こんなサービスが受けられます

- ◆福祉サービス利用（介護保険法、障害者総合支援法等に基づくサービスの利用に関する情報提供、相談）について
- ◆日常生活に必要な事務手続き（住民票の提出等に関する手続き）について
- ◆お金の出し入れ（福祉サービス料金の代行や公共料金・医療費等の支払い手続き）について
- ◆大切な通帳や証書などのお預かりサービスについて



費用

相談は無料です

- ・福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス・・・1時間あたり 1,100 円
- ・通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス・・・・・・・・・・1ヶ月あたり 500 円

だれがお手伝いしてくれるの？

社会福祉協議会の専門員や生活支援員が定期的に訪問し、お手伝いします。

はじめてみませんか？ふれあいいきいきサロン

ふれあいいきいきサロンとは

地域みなさんが地域みなさんのために行う「交流による仲間づくり」、「いきがづくり」の活動です。

“集まってお茶を飲みながらおしゃべりする”

“健康のために体操をする”

など、その活動はさまざまです。

こんな効果があります！

- ご近所同士が知り合うきっかけになります。
- いざというときに支えあう関係づくりにつながります。
- 外出する楽しみが見つかります。
- 日常的な支えあいや見守りが生まれます。
- 身近な地域の楽しいボランティア活動
- 地域の福祉力アップ

ふれあいいきいきサロンを作っちゃおう

「自分たちだけで始めるには不安・・・」

まずは、社協へご相談ください！

八千代町社協ではサロン活動のための相談や立ち上げ、また費用面のことなどのお手伝いをします。

【具体的なお手伝い内容】

【費用】 活動費の一部を助成します

年 30,000円（2年間）

【アドバイス】 専門的スタッフによるアドバイスや側面的支援をします。

【PR】 社協の広報紙、ホームページやSNS等でサロンの活動を紹介しています。



赤い羽根共同募金～じぶんの町をよくするしくみ～

昨年度みなさまからお寄せいただいた赤い羽根募金のうち、約81%が八千代町社会福祉協議会に配分され、八千代町の地域福祉を推進しています。

3,516,984円

八千代町社会福祉協議会へ

2,838,984円

茨城県内の福祉施設・福祉団体・NPO法人・ボランティア団体の支援、災害時の積立金などに

678,000円

赤い羽根共同募金とは

「赤い羽根」の愛称で親しまれる共同募金。昭和22年にスタートした共同募金運動は、長年にわたりたくさんの寄付者の方々にご協力いただき70年以上続けられている募金です。

「社会福祉法」に定められた地域福祉の推進を目的に、さまざまな地域の課題の解決に取り組む民間団体を支援する「じぶんの町をよくするしくみ。」として、地域のさまざまな福祉活動を支援します。



八千代町ではどんな募金ができるの？

戸別募金

区長さんを通じて、各世帯にご協力をお願いしています。

法人募金

町内の企業・法人等を訪問しご協力をお願いしています。

職域募金

町内の企業・法人等の職員の方に、ご協力をお願いしています。

学校募金

保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校の児童生徒のみなさんにご協力をお願いしています。

その他の募金

秋まつり時のイベント募金、公共施設へ募金箱の設置、個人でのご協力をお願いしています。

善意の心をお預かりしています

「善意銀行」は、みなさんからの善意による金銭や物品をお預かりし、町内で福祉サービスが必要とされる方や施設に払出し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに活用するための窓口です。寄付者の意向に沿って活用します。

●お預かりできるもの

【金銭】

募金活動による募金、チャリティーバザーやイベントの収益の一部など

【物品】

使用済み切手、使用済みプリペイドカード、書き損じはがき、未使用タオルなど

※使用済み切手は、5ミリ～1センチ余白を残して台紙ごと切り取ってください

※ペットボトルキャップやプルタブなど、お預かりできないものもありますので、事前にお問い合わせください。



●令和元年度寄付件数 57件

寄附金 18件 146,548円

物品 39件 使用済み切手、未使用タオル、オムツなど

災害に対するご家庭での備え

非常持ち出し品の例

飲料水、乾パンやクラッカー・レトルト食品などの非常食、缶切り、鍋や水筒

救急医薬品、常備薬、マスク、ビニール袋

現金（小銭）、預金通帳、印鑑、健康保険証、身分証明書

下着、タオル、雨具、寝袋、着替え用衣類、ヘルメットや防災ずきん など

上記以外にも災害時に備えた備蓄品を用意しておく、より安全です！



理髪料の助成をしています

要介護 3 以上に認定された方を対象に、理髪料の助成をしています。

入院・入所中など在宅でない場合には対象となりません。

助 成 額 1 回あたり上限 2,000 円

利用方法 年間最大 4 枚助成券を発行します

使用後は、民生委員を通じて助成券をご提出ください



ボランティア活動保険

ボランティア活動中の万が一の事故やケガに備えて、「ボランティア活動保険」への加入はお済みですか？

ボランティア活動中のさまざまな事故やケガによる損害賠償責任を補償します。

対 象 者 ボランティア、ボランティアグループ、団体など

保 険 料 基本タイプ A ブラン 350 円～

補償期間 加入日翌日～令和 3 年 3 月 31 日

加入方法 申込書に必要事項を記入のうえ、保険料を添えて社会福祉協議会へお持ちください

Facebook、Twitterもご覧ください

本会のFacebook、Twitterでは八千代町社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の様子のほか、さまざまな情報発信をしていますので、ぜひご覧ください。



Facebook



Twitter